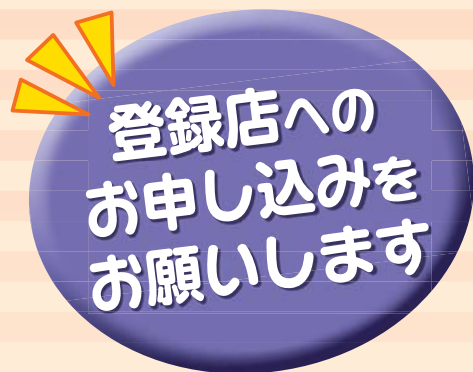
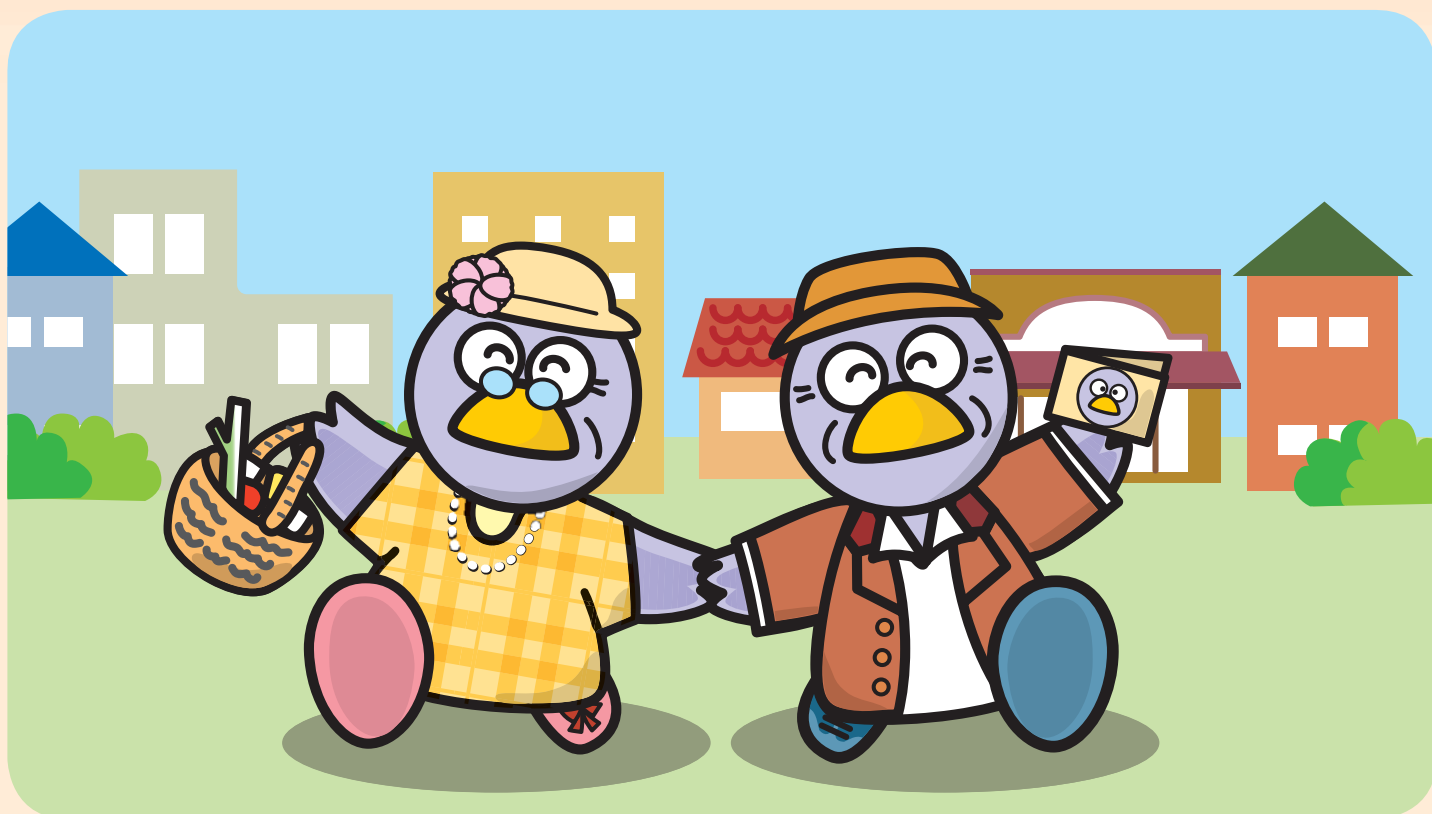




コバトン お達者倶楽部



埼玉県マスコット「コバトン」

「コバトンお達者倶楽部」は、65歳以上の高齢者を対象に市町村が実施する介護予防事業の一つです。

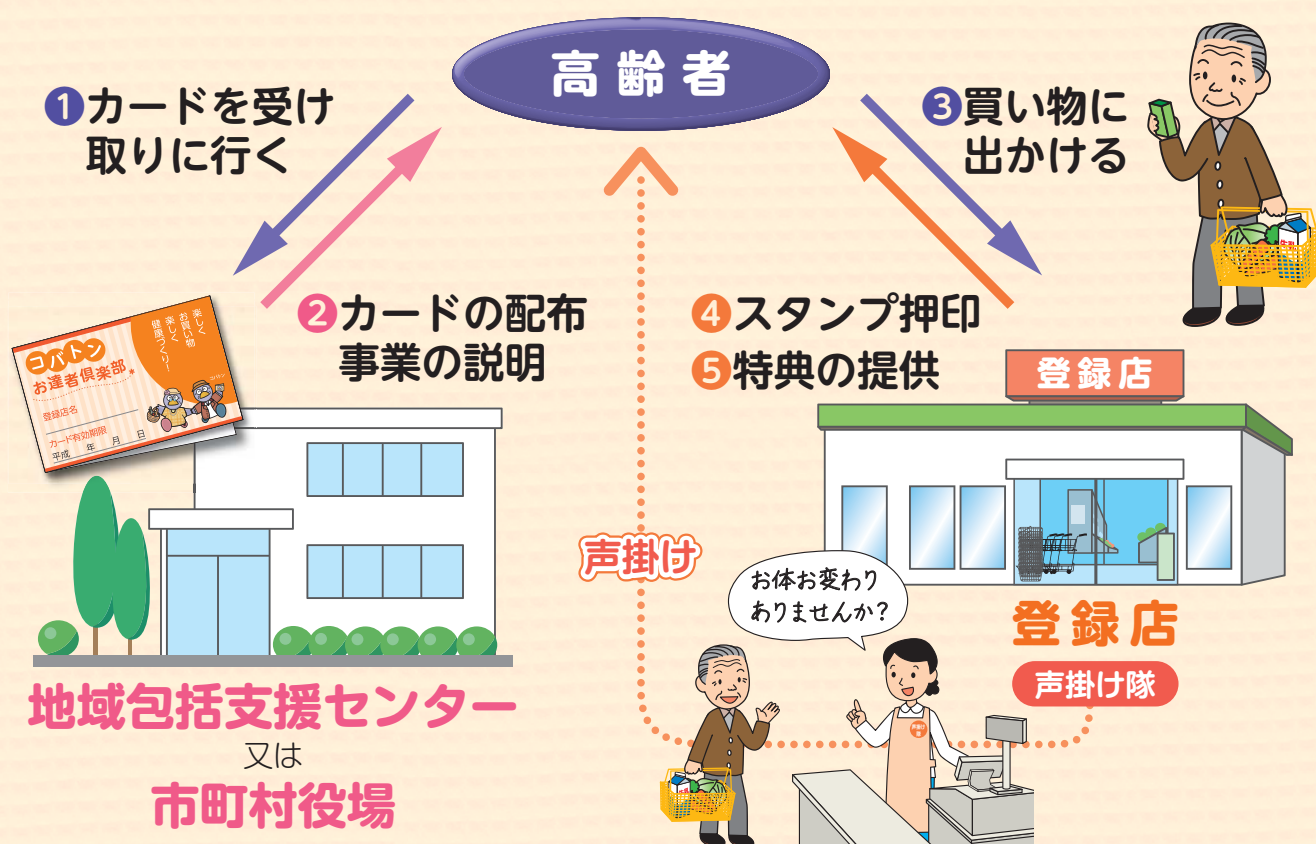
高齢者の「閉じこもり」は、心身両面の活動力を失い、寝たきりや認知症となる可能性があります。

このため、「コバトンお達者倶楽部」では、「閉じこもり」を防止するためのきっかけづくりとして、高齢者が気軽に目標を持って外出し、健康づくりに取り組むことができるような仕組みとなっています。

「コバトンお達者倶楽部」で介護予防の県民ムーブメントを起こし、健康寿命を延ばす生活習慣の醸成を目指します。

是非、「コバトンお達者倶楽部」登録店へのお申し込みをお願いします。

コバトンお達者倶楽部の仕組み



- ①高齢者の方は、地域包括支援センター又は市町村役場へコバトンお達者倶楽部カードを受け取りに行きます。
- ②カードをお渡しする際に、この事業の概要を記載したパンフレットをお渡しして、事業の説明を行い、介護予防の大切さをお伝えします。
- ③高齢者の方には、登録店様の中からカード1枚につき、通うお店を1か所決めていただきます。
 - ・カードには、スタンプ欄が10個あります。
 - ・カードの有効期限は3か月間です。有効期限は、高齢者にカードをお渡しする際に地域包括支援センター又は市町村の職員が記載します。
- ④登録店様は、買い物などの度に、カードに日付を記載し、スタンプを押印してください。押印するスタンプは1日1回限りです。
- ⑤スタンプ欄が全て埋まりましたら、カードの半券を回収し、登録店様から目標を達成した高齢者の方へ特典（割引や日用品等）のご提供をお願いします。

コバトンお達者倶楽部声掛け隊

- 登録店の従業員様に「コバトンお達者倶楽部声掛け隊」としてのご協力をお願いします（任意）。声掛け隊になっていただける従業員数に応じて、声掛け隊バッジと、高齢者の特性やご配慮いただく点をまとめた声掛け隊心得をお渡しいたします。
- 声掛け隊は、バッジを身につけ、高齢者のお客さまへのお声掛けや、事業のPRなどにご協力をいただきます。
- 高齢者のお客さまに気掛かりなことがあれば、スタンプカードに記載されている地域包括支援センターにご連絡をお願いします。

登録店様のメリット

- 県ホームページやカード配布の際にお渡しする登録店様一覧などの印刷物を通じて、登録店様を高齢者の方に周知。
- 週に1回程度、高齢者の方が来店。

● 高齢者の「お得意様」の増加が期待できます。

- カードの使い方はとてもシンプル！

● 登録店・商店街ごとに様々な集客の取組に活用できます。

例）お友達とご一緒に買い物すればスタンプ2倍！
コバトンお達者倶楽部デーはポイント2倍！
などのイベントも自由に企画できます。

- 商店街全体で取り組むことで…

● 商店街の活性化につながる事が期待できます。

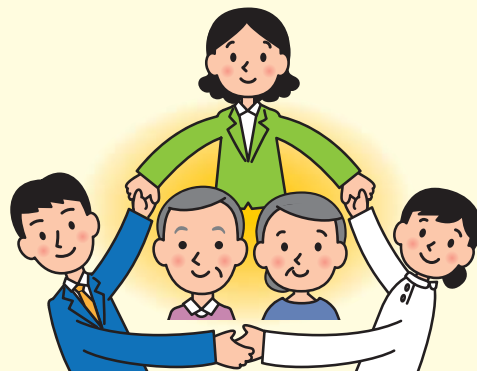
- 「達成カード」が集まるので…

● 高齢のお客さまの来店動向が把握できます。

地域の高齢者を支援する拠点 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、市町村等が設置している機関です。

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、地域の関係機関と連携しながら、介護に関する悩みや心配ごとのほか、健康や福祉、医療に関するさまざまな支援を行っています。



主なQ&A

Q 商店街全体でスタンプを集めることができますか？

A できます。その際は、登録店申込書（様式第1号・裏面）の「⑫条件」欄にその旨を記載してください。

（記載例：「コバトン商店街の登録店で共通カードとして利用可能」）

Q スタンプ印は用意してもらえるのですか？

A 各登録店様でご用意をお願いします。なお、手書きの印でもかまいません。

Q 特典にかかる費用は？

A 各登録店様のご負担をお願いします。

Q 3か月以内にスタンプ欄がすべて埋まらず、目標が達成できなかった場合は？

A カードは失効します。目標を達成できなかった高齢者の方には、再び地域包括支援センター又は市町村役場にカードを受け取りに行ってください。

Q 有効期限が記載されていないカードをお客さまが持ってきたら？

A 最初にスタンプを押印した日の3か月後の同じ日（同じ日がない場合は月末）を有効期限にして、登録店様で記載をお願いします。

Q 他の店舗名が記載されたカードをお客さまが持ってきたら？

A 1枚のカードに複数の店舗のスタンプを貯めることはできません。ただし、2店舗分のスタンプ欄がある三つ折りカードの場合に、片方のカードに他の登録店のスタンプが押印されていなければ、その片方のカードにスタンプを貯めることができます。

Q 必ず買い物をしてもらわないとスタンプは押せないのですか？

A お申し込みの際に、登録店申込書（様式第1号・裏面）の「⑫条件」欄の□にチェックをしてください。来店だけでもスタンプの押印が可能なことを高齢者の方にお知らせします。

Q 代理の方が来店した場合、スタンプは押してよいのですか？

A できません。高齢者の方が外に出かけることを励みにしてもらうための事業なので、代理の方が来店した場合は、スタンプの押印はご遠慮ください。

登録店様へのお願い

- 高齢者の方が店頭でカードを提示しましたら、日付の記載とスタンプの押印をお願いします。
- 特典を提供する際は、10個目のスタンプ欄があるカードの半券（達成カード）を回収してください。（半券を県や市町村へ提出する必要はありませんが集計をお願いします。）
- 毎年1月末日までに、前年12月末日までの達成カードの総数の報告をお願いします。
- 報告は、所定の様式をFAXなどで送信していただくか、埼玉県ホームページの電子申請システムによりお願いします。
- 様式は、埼玉県高齢介護課ホームページから入手できます。又は、埼玉県高齢介護課、市町村の担当課にご連絡いただければFAXなどで送付します。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/otassha/>



- ご提出いただいた「コバトンお達者倶楽部登録店申込書」に記載された事項は、公開を希望しない項目として指定された事項を除き、原則、公開させていただきます。
- 事業によって知り得た個人情報、第三者に漏らしたり、この事業の履行以外の目的に利用しないでください。

※お問い合わせやお申し込みは下記までお願いいたします。